

雇用調整助成金利用促進事業

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に市独自の上乘せ助成を行うとともに、国への申請の際に社会保険労務士を活用した場合の手数料の一部を補助します。

【補助金の種類】

① 雇用調整助成金利用促進事業 **Aタイプ**

⇒雇用調整助成金が「**助成率 9/10**」となる中小企業へ、
国の助成額の1/9を助成するもの

② 雇用調整助成金利用促進事業 **Bタイプ**

⇒雇用調整助成金申請を社会保険労務士に依頼した際に、
必要な手数料の一部を補助するもの

【補助内容】

	雇用調整助成金利用促進事業 Aタイプ	雇用調整助成金利用促進事業 Bタイプ
対象となる事業所の主な条件	・ 市内に主たる事業所がある中小企業 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、緊急対応期間の雇用調整助成金の交付決定を受け、かつ雇用調整助成金の助成率9/10の事業所であること	・ 市内に主たる事業所がある中小企業 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により雇用調整助成金の交付決定を受けていること
対象経費	休業手当と雇用調整助成金の差額	雇用調整助成金の申請（計画届含む）に要する社労士への手数料
補助額	・ 国の助成額の1/9 ・ 1事業所あたり上限200万円	・ 対象経費の10/10 ・ 1事業所あたり上限10万円（1回限り）

＜Aタイプ・Bタイプ両方の利用が可能です＞

必要な書類及び申請手続きの方法等の詳細は、近日中に新潟市ホームページでお知らせします

【申請受付開始】 令和2年5月7日(木)～

※国の「雇用調整助成金」の交付決定後に申請可能となります。

【問い合わせ】 市役所コールセンター TEL:025-243-4894(4月27日から)

担当:経済部雇用政策課新潟暮らし推進室 TEL:025-226-2149